

ト十二

要事可也

一、仕事ノ毎々ノ物々毎々ノ從業員ノシテ

九月廿五日迄に解決ノ手配法

一、工場ノ解散ノ為ニ先立書ヲ解散ニシ

十來也

一、工場ノ今迄書之ニ對シ解散ノ手配トシテ十月十日迄

解散ノ手配ニ對シ十月十日迄ノ手配

一、十月十日迄ノ手配ニ對シ

一、十月十日迄ノ手配ニ對シ

一、今用ノ解散ノ手配ニ對シ工場再開ノ手配ハ特ニ優先權

ヲ有スル也

○

同也ト新聞社 (九八一九一)

所至也 甚道の愛宕町

芳助君 一リソ名

大か君 金次

名目迄迄

協会の出来拂はるる未拂分は在りて

九月十日迄の未拂分は

九月十日迄の未拂分は

九月十日迄の未拂分は

九月十日迄の未拂分は

九月十日迄の未拂分は

九月十日迄の未拂分は